

【資料3】

西予市中学校再編計画（素案）

～「生きる力」を育む学校教育の推進～

令和7年8月

西予市教育委員会

目次

I 西予市中学校再編計画（素案）策定にあたって	- 1 -
1 再編計画（素案）策定の趣旨	- 1 -
2 再編計画（素案）策定の背景と目的	- 1 -
3 西予市立中学校の現況	- 2 -
(1) 生徒数の推移	- 2 -
(2) 学校施設の現状	- 2 -
(3) 通学状況（令和7年度）	- 3 -
(4) 部活動の状況（令和7年度）	- 4 -
4 再編計画（素案）の構成	- 5 -
(1) 再編計画（素案）の取り組み	- 5 -
(2) 再編計画（素案）の見直し	- 6 -
II 適正規模・適正配置を考えるうえでの基準	- 6 -
1 西予市における中学校の適正規模	- 6 -
(1) 適正規模の考え方	- 6 -
(2) 適正規模の必要性	- 7 -
2 西予市における中学校の適正配置	- 8 -
(1) 適正配置の考え方	- 8 -
(2) 適正配置の視点	- 8 -
III 西予市における学校適正配置検討対象校	- 8 -
1 適正配置の取り組み方法	- 8 -
(1) 小規模校の適正配置	- 9 -

IV 教育委員会の取り組み.....	- 10 -
1 中学校再編検討委員会の設置	- 10 -
(1) 設置の目的	- 10 -
(2) 中学校再編検討委員会の委員 (委員選定の考え方)	- 11 -
(3) 中学校再編検討委員会の位置づけ	- 11 -
2 中学校再編検討委員会の基本方針及び検討の進行手順	- 13 -
(1) 中学校再編検討委員会の基本的な考え方	- 13 -
(2) 中学校再編検討委員会の協議期間	- 13 -
(3) 中学校再編検討委員会の進行手順及び主な内容	- 13 -
3 中学校再編推進委員会の設置	- 14 -
4 中学校再編について配慮すべき事項	- 15 -
(1) 学校運営についての配慮	- 15 -
(2) 通学支援を講じても通学が困難な生徒への配慮	- 16 -
(3) 地域との連携・協働についての配慮	- 16 -
(4) 部活動地域連携・地域展開への配慮	- 16 -
(5) 閉校施設の活用	- 16 -
5 再編計画の実現に向けて	- 17 -
(1) 再編計画を進める具体的な手順	- 17 -
(2) 推進スケジュール	- 17 -
(3) より良い学校再編を目指して	- 18 -

I 西予市中学校再編計画（素案）策定にあたって

1 再編計画（素案）策定の趣旨

生徒たちのより良い教育環境と望ましい学校教育の実現を目的として、学校適正配置を進めるための再編計画（素案）を策定します。

2 再編計画（素案）策定の背景と目的

全国的に少子化が進む中にあって、西予市においても生徒の減少に伴い、中学校の小規模化が進行し、生徒の社会性を育むうえで重要な教育環境や学校運営などにおいて、様々な課題が表面化してきました。

また、多くの学校施設が老朽化しており、安全面や機能面での課題が生じてきています。特に宇和中学校においては、令和5年度、令和6年度に実施した耐力度調査の結果、基準に満たない施設が4棟あり、三瓶中学校においては、令和6年度に行った建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条に基づく定期検査の結果、校舎外壁にクラックやモルタルの剥落が多数見られることから、早急な対応が必要となっています。このような状況の中、本市の子どもたちに確かな学力を身に付け、自己肯定感を高め、豊かな心と健やかな体を育むといった「生きる力」を養うためには、望ましい教育環境の実現と教育の質の向上が重要であり、一定の学校規模を確保することが必要だと考えます。

同時に中学校は、生徒の教育の場であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての役割を担っており、防災、子育て、地域交流の場としての機能も併せ持ち、地域の未来を担う重要な施設です。このため、一定の学校規模を確保する必要性を認識しつつ、学校が持つ多様な機能にも留意し、保護者や地域住民の十分な理解と協力を得る「地域とともにある学校づくり」の視点を欠かすことはできません。

これらのこと踏まえ、西予市教育委員会では、西予市の将来を担う子どもたちにより良い教育環境を提供するとともに、地域との関わり方を重視した中長期的な市内中学校の在り方を考え、西予市中学校再編計画（素案）（以下「再編計画（素案）」という。）を策定します。

また、市内中学校の適正規模、適正配置に向けた具体的な方策等の検討を目的とした学校再編検討委員会を設置します。学校再編検討委員会からの答申を

尊重し、次代を担う子どもたちの健全な育成を目指した再編計画（素案）を基に、保護者や地域の皆様の意見を十分に聴き、共に考える中で、最終的な中学校再編計画の策定（決定）を行います。

3 西予市立中学校の現況

（1）生徒数の推移

西予市では少子化により、生徒数の減少が進んでおり、過去 20 年間で比較すると、平成 16 年度時点で 1,280 人であった生徒数は、令和 7 年度現在で 736 人となっています。さらに現時点での市内出生状況から推計すると令和 19 年度には 385 人になる見込みであり、約 70% の減少となります。

【市立中学校の生徒数の平成 16 年度、令和 7 年度、令和 19 年度との比較】

	平成 16 年度 : A	令和 7 年度 : B	令和 19 年度 : C	増減率 (C/A × 100) -100
中学校 (生徒数)	1, 280	736	385	△ 69. 9 %

※ 生徒数は、平成 16 年度、令和 7 年度は 5 月 1 日付学校基本調査による。

令和 19 年度は市内出生状況（令和 7 年 3 月 31 日現在）からの推計値



（2）学校施設の現状

現在、本市には中学校が 5 校あり、各校の校舎、特別教室棟、体育館（以下「校舎等」という。）の多くは、昭和 40 年代から 50 年代にかけて建設され

ました。そのため、建物自体の老朽化や設備の不具合などに対する、修繕や改築費用が経常的に必要な課題を抱えています。

学校名	校舎		特別教室棟		体育館	
	建築年月	経過年数	建築年月	経過年数	建築年月	経過年数
明浜中	S63. 3	37年	-	-	H14. 3	23年
宇和中(第1教棟)	S43. 12	56年	-	-	H22. 3	15年
宇和中(第2教棟)	S61. 1	39年	-	-	-	-
宇和中(第3教棟)	S38. 6	61年	-	-	-	-
宇和中(第4教棟)	S39. 1	61年	-	-	-	-
宇和中(管理棟)	S41. 3	59年	-	-	-	-
宇和中(渡り廊下棟)	S41. 3	59年	-	-	-	-
	S61. 1	39年				
宇和中(コンピューター棟)	H5. 2	32年	-	-	-	-
野村中(管理棟)	S47. 3	53年	S47. 3	53年	S48. 5	51年
野村中(普通教室棟)	S47. 3	53年	-	-	-	-
野村中(渡り廊下棟)	S47. 3	53年	-	-	-	-
野村中(技術教棟)	S47. 12	52年	-	-	-	-
城川中(管理棟)	H12. 11	24年	-	-	H12. 10	24年
城川中(教室棟)	H12. 11	24年	-	-	-	-
三瓶中(普通教室棟)	S51. 3	49年	S52. 3	48年	H20. 3	17年
	S52. 3	48年				
三瓶中(管理棟)	S52. 3	48年	-	-	-	-
三瓶中(技術教室棟)	S52. 3	48年	-	-	-	-

※建築後の「経過年数」は、令和7年4月現在

【参考：学校施設の法定耐用年数】

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）

において、建物の構造・用途別に定められており、鉄筋コンクリート造の学校用のもの（体育館を含む。）は47年（平成10年度改正）とされています。

（3）通学状況（令和7年度）

宇和中学校区の生徒は徒歩、自転車及び公共交通機関で通学していますが、

他地区の中学校では、西予市合併時以前の中学校再編に伴う遠距離通学への対応として、スクールバスを利用している生徒がいます。

学校名	徒歩		自転車		公共交通機関		スクールバス	
	最長距離	最長時間	最長距離	最長時間	最長距離	最長時間	最長距離	最長時間
明浜中	4.0km	50分	—	—	—	—	11.2km	30分
宇和中	4.4km	55分	8.0km	43分	12.0km	35分	—	—
野村中	5.0km	63分	7.6km	41分	16.0km	49分	寄宿舎利用生徒専用	
城川中	3.9km	49分	7.9km	43分	—	—	16.7km	38分
三瓶中	2.6km	33分	—	—	—	—	9.8km	25分

※距離は、地図上で計測。歩行速度：中学生4.8km/h、自転車：11km/h

自転車及び公共交通機関については、西予市通学費補助事業認定者より抜粋。

(4) 部活動の状況（令和7年度）

学校の規模（生徒数）によって、部活動の運営や参加状況には大きな違いがあります。小規模校の三瓶中学校、明浜中学校、野村中学校及び城川中学校では、部活動の種類や参加者数が限られています。部活動の種類が多いと、生徒は自分の興味や適正に合った部活動を選ぶことができると言えます。

（学校の規模種別については、9ページを参照）

男子運動部（11部）

部活動名	三瓶中	明浜中	宇和中	野村中	城川中	合計
陸上競技			34			34
水泳			5			5
バスケットボール			14			14
バレーボール		21	28			49
卓球	19		12	6	7	44
ソフトテニス	17		18			35
サッカー			43	33		76
軟式野球	6		15	15	8	44
柔道			9		6	15
剣道			6			6
相撲				5		15
合計	42	21	184	59	21	327

女子運動部（11部）

部活動名	三瓶中	明浜中	宇和中	野村中	城川中	合計
陸上競技			15			15
水泳			1			1
バスケットボール	1		12	14		27
バレーボール	14	9	25	19		67
卓球	11		18		8	37
ソフトテニス		6	25	13	14	58
サッカー				1		1
ソフトボール			20			20
軟式野球				1		1
柔道			4			4
剣道			14			14
合計	26	15	134	48	22	245

文化部（6部）

部活動名	三瓶中	明浜中	宇和中	野村中	城川中	合計
吹奏楽			20	22		42
箏曲				6		6
美術			39	14		53
茶道			12			12
華道			14			14
創作・園芸	21					21
合計	21	0	85	42	0	148

4 再編計画（素案）の構成

（1）再編計画（素案）の取り組み

この再編計画（素案）は、今後の西予市において、小規模化が進む中学校の学校規模の適正化を図り、教育環境を整備するための取り組みを基本とします。

本市の少子化は、今後も続くと考えられるため、将来の生徒数の推移、教育制度や社会情勢の変化、地域での取り組みの進捗状況等を考慮しつつ、継続的

な取り組みを行います。

学校は多くの関係者に支えられながら運営を行っており、再編は関係者の理解や協力を得ながら進めていかなければなりません。西予市教育委員会では、再編検討委員会での議論や答申の内容を尊重しつつ、保護者や地域の皆様にご意見をいただき、中学校再編を推進します。

(2) 再編計画（素案）の見直し

法令改正及び社会情勢の変化等への対応及び保護者並びに地域の皆様のニーズ等を考慮し、必要に応じて本計画を見直すこととします。

II 適正規模・適正配置を考えるうえでの基準

1 西予市における中学校の適正規模

(1) 適正規模の考え方

小規模校では、少人数がゆえに一人ひとりの活動の機会が多い反面、生徒の交流が限られ、多様な視点を持つことが難しくなります。また、クラス替えができないために、同じメンバーでの活動が続き、人間関係の序列化や交友関係の固定化が進むことが報告されています。このような課題を克服するため、小規模校では、教職員はもとより保護者や地域の方々の協力を得ながら取り組んでいます。

例えば、地域のボランティアを招いて多様な視点を学ぶ取り組みや、異学年交流により固定化を緩和するプログラムが実施されています。しかし、これらの取り組みにも限界があり、今後、更なる小規模化が進めば学校教育に及ぼす影響は大きくなります。

子どもたちにとって望ましい教育環境を提供するためには、1学年2学級以上が望ましいと考えます。2学級以上の規模であれば、クラス替えにより新たな人間関係を築く機会が増え、生徒は多様な視点を育むことができます。また、適度な競争環境が生まれ、学習意欲の向上にもつながるからです。

※ 【国の学校規模の標準】

学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 79 条により、「中学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別な事情のあるときは、この限りではない。」としている。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(昭和 33 年政令第 189 号)第 4 条第 1 項第 1 号により、適正な学校規模の条件は、「学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね 12 学級から 18 学級まで、義務教育学校にあってはおおむね 18 学級から 27 学級までであること。」としている。

(2) 適正規模の必要性

ア 教育上の視点

子どもたちは学校での集団生活の中で、多くの友人の様々な考え方と触れ、互いに切磋琢磨しながら学習面はもちろん精神面でも成長していきます。

しかし、学校の小規模化が進むと、学習面において、他者との比較を通じて自分の考えを見つめ直し、考えを深めたり、高めたりする機会が減少するほか、集団の学び合い、学習意欲の向上や競争心の醸成等にも課題が生じる可能性があると考えられます。

また、生活面においても、人間関係が固定化し、友人が限られるなど、自己形成に必要な集団生活が十分にできないことや、友人関係にトラブルが起こると後々まで影響が残る等の課題が考えられます。

更に、運動会や文化祭などの学校行事においても、少人数のため種目や演目が限られたり、部活動においても生徒の興味や関心に対応できる多様な活動が成立できなかつたりするなどの課題も考えられます。

以上のことから、子どもたちが集団の中で、互いに学び合い社会性や協調性を身につけながら成長していくためには、一定規模以上の学級数の確保が望ましいと考えます。

イ 学校運営上の視点

学校の小規模化が進むと、校務分掌（事務処理の役割分担）の内容や量は、学校の規模による差異が少ないため、小規模校の教職員一人当たりの負担が増えることになります。

教員数は学校規模に応じて配置されるため、一定以上の教職員数が確保できる規模の学校が望ましいと考えます。

2 西予市における中学校の適正配置

(1) 適正配置の考え方

学校配置は、中長期的に適正な学校規模を確保するとともに、全市的なバランスを考慮したものとします。

(2) 適正配置の視点

学校の適正配置については、次の点に配慮しています。

ア 通学距離

通学距離は、徒歩及び自転車の場合、おおむね 6 km 以内とします。ただし、中学校の再編を検討する際、再編により通学距離が 6 km を超える場合には、スクールバス等の通学支援を検討します。

イ 通学時間

通学時間については、スクールバス等の利用を含めて、生徒の日常生活に影響が生じないよう十分に配慮します。

※ 【国の学校規模の標準】

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(昭和 33 年政令第 189 号) 第 4 条第 1 項第 2 号により、適正な学校規模の条件は、「通学距離が、小学校にあってはおおむね 4 km 以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね 6 km 以内であること。」としている。

III 西予市における学校適正配置検討対象校

1 適正配置の取り組み方法

より良い教育環境を目指すには、小規模校及び過小規模校を適正規模していくことが必要であり、今後の生徒数の推移を十分に考慮しなければなりません。そのため、将来推計を基に、今後適正規模への回復が見込めない学校を適正配置の検討対象校とします。

また、地理的要因を考え、地域社会への影響にも配慮した取り組みを検討します。

【学級数の変化（特別支援学級は含まない）及び規模種別】

	学年	令和7年度			令和19年度		
		生徒数	学級数		生徒数	学級数	
三瓶中	1年	29	1	3学級 ※小規模校	9	1	3学級 ※小規模校
	2年	30	1		13	1	
	3年	36	1		8	1	
明浜中	1年	10	1	3学級 ※小規模校	6	1	3学級 ※小規模校
	2年	14	1		11	1	
	3年	12	1		9	1	
宇和中	1年	131	4	12学級 ※適正規模校	85	3	9学級 ※小規模校
	2年	135	4		79	3	
	3年	145	4		102	3	
野村中	1年	52	2	6学級 ※小規模校	9	1	3学級 ※小規模校
	2年	48	2		18	1	
	3年	51	2		24	1	
城川中	1年	11	1	3学級 ※小規模校	4	1	2学級 ※過小規模校
	2年	18	1		1		
	3年	14	1		7		

令和7年度学級編成：1学級40人 令和19年度学級編成：1学級35人

【中学校適正規模：公立小・中学校の国庫負担事業認定申請書の手引より引用】

適正規模校	小規模校	過小規模校
12学級以上 18学級以下	3学級以上 11学級以下	1学級以上 2学級以下

（1）小規模校の適正配置

ア 小規模校の適正配置の検討方法

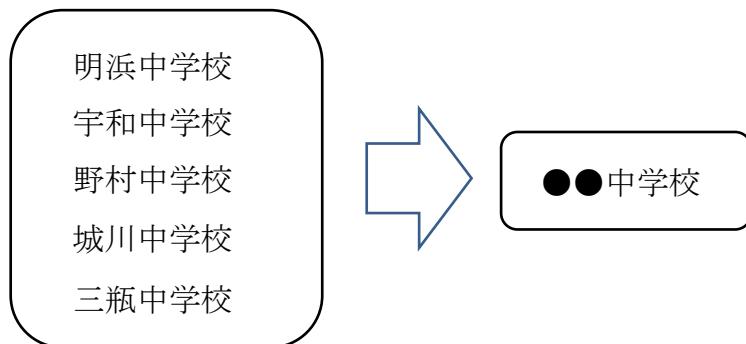
小規模校の適正配置の検討は、市内中学校の就学年齢人口が中長期的にも減少傾向にあることから、「再編」を基本と考えます。

学校適正配置の対象校は、市内中学校のうち、小規模校とします。なお、再編する場合の条件は以下のとおりとします。

- ① 5校を1校に再編する。
- ② 5校を2校に再編する。
 - (1) 小規模校と適正規模校を再編する。
 - (2) 小規模校同士を再編する

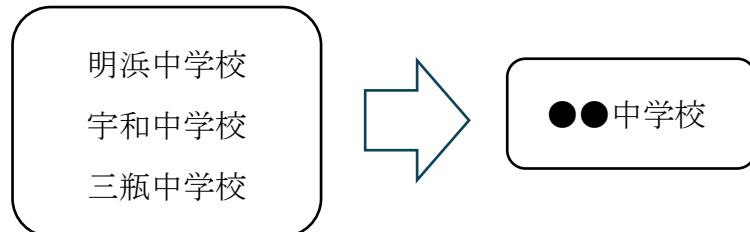
イ 西予市内中学校の適正配置（イメージ）

- ① 5校を1校に再編する。

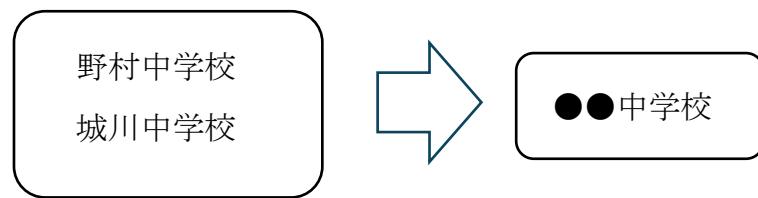


- ② 5校を2校に再編する。

- (1) 小規模校と適正規模校を再編する



- (2) 小規模校同士を再編する。



IV 教育委員会の取り組み

1 中学校再編検討委員会の設置

（1）設置の目的

西予市立中学校の適正配置について、保護者や地域の皆様の意見を集約し、学校再編についての課題を検討する場として、「中学校再編検討委員会」を設置します。

本検討委員会は、様々な立場から、学校の小規模化とそれに伴う諸課題を地域の問題として共有し、その解決策を話し合うことを目的とします。

(2) 中学校再編検討委員会の委員（委員選定の考え方）

保護者や地域の皆様の意見を幅広く取り上げるために、学校・地域に関連する代表者とします。

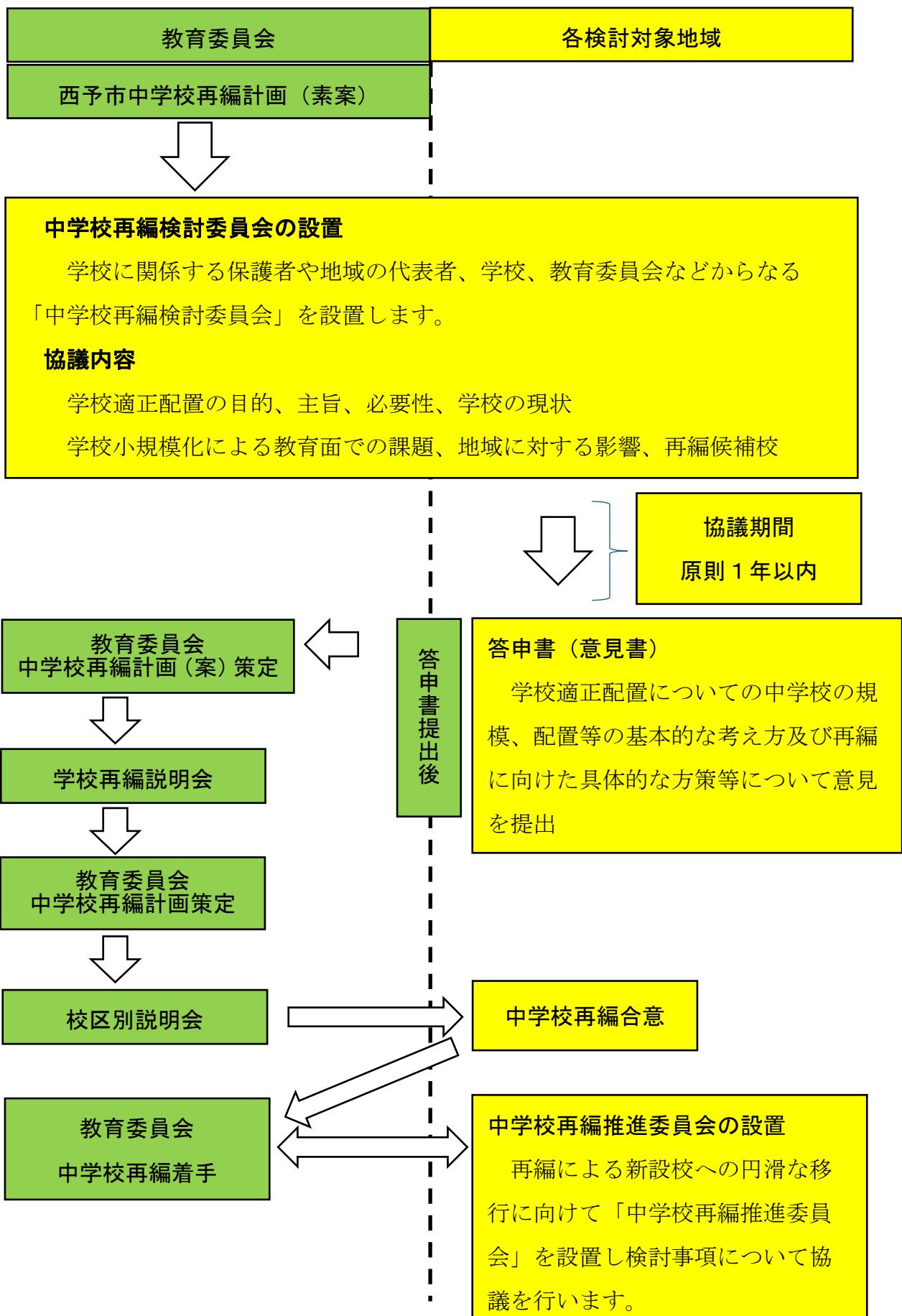
委員（例）

① 保護者を代表する者	② 学校職員を代表する者
③ 地域を代表する者	④ 市議会議員
⑤ 学識経験者	⑥ 教育委員会が必要と認める者

(3) 中学校再編検討委員会の位置づけ

保護者、地域、学校及び教育委員会が検討委員会の構成員としてそれぞれ協議に参加し、「協議の場」としての活用や「意見集約」が容易な諮問機関とします。

【中学校再編検討委員会の進め方】



2 中学校再編検討委員会の基本方針及び検討の進行手順

（1）中学校再編検討委員会の基本的な考え方

教育委員会は、「教育的な観点」から、子どもたちが学校での集団生活を通して、お互いに学び合い、高め合うなど切磋琢磨とともに、様々な考え方や経験を持った友人との交流を通して社会性を身につけていくことが極めて大切であると考えます。

学校がこうした「教育施設としての役割」を十分發揮するためには、適正な生徒数や学級数を確保し、活力ある学校づくりを進めていく必要があり、教育環境の充実を図る方法として「学校再編」について前向きに検討する必要があると考えます。

しかし、一方で学校は、「地域社会における役割」も担っていることから、学校がなくなる地域においては「学校の再編が地域の活動に大きな影響を与えるのではないか」という懸念があります。

この2点を十分に考慮しながら、保護者・地域・学校・教育委員会が、客観的な対話を重ねることにより、中学校の小規模化や、学校再編による地域の課題を一つずつ検証し、子どもたちや地域にとって最も望ましい結論を導けるよう、「積極的な協力関係」を作っていくことが必要です。

（2）中学校再編検討委員会の協議期間

中学校再編検討委員会での協議期間は、検討委員会設置後原則として1年以内とし、教育委員会へ学校適正配置（学校再編）についての答申書（意見書）を提出します。

（3）中学校再編検討委員会の進行手順及び主な内容

中学校再編検討委員会は、「子どもの望ましい教育環境をどのように実現するかを議論するための場」を提供するものであり、「学校」や「地域」の課題を一つずつ検証しながら、原則として以下の進行手順で進めています。

ア 委員会の趣旨及び検討プロセスの確認

中学校再編検討委員会を円滑に進めるため、「誰が」「何を」「どのように」議論していくのか「委員会の主旨」や「検討プロセス」の理解を深めます。

【検討項目】

- ① 中学校再編検討委員会設立主旨の確認
- ② 検討プロセスの確認

イ 中学校の現状について

中学校の生徒数や学級数、施設の状況等の資料に基づき、中学校の現状について理解を深めます。

【検討項目】

- ① 中学校の現状について

ウ 中学校再編の必要性

ア・イにより、中学校再編検討委員会のメンバーが客観的な視点を共有したうえで、「小規模校の教育上の課題」や「学校再編が地域に与える影響」など、学校の「教育施設としての役割」「地域社会における役割」それぞれの問題点を検証します。

【検討項目】

- ① 学校小規模化による教育上の課題
(教育施設としての役割の検討)
- ② 学校再編による地域への影響
(地域社会における役割の検討)

エ 中学校再編の検討

ア～ウの議論を踏まえて、学校再編について検討します。

【検討項目】

- ① 再編候補校（どの学校に再編するか）
- ② 通学の手段及び通学路の安全対策など
- ③ その他配慮すべき事項

3 中学校再編推進委員会の設置

学校再編について合意された地区では、再編の円滑な実施に向けて、「中学校再編推進委員会」を設置します。

再編推進委員会は、生徒や保護者の意見を把握し、再編準備を進めます。

中学校再編推進委員会

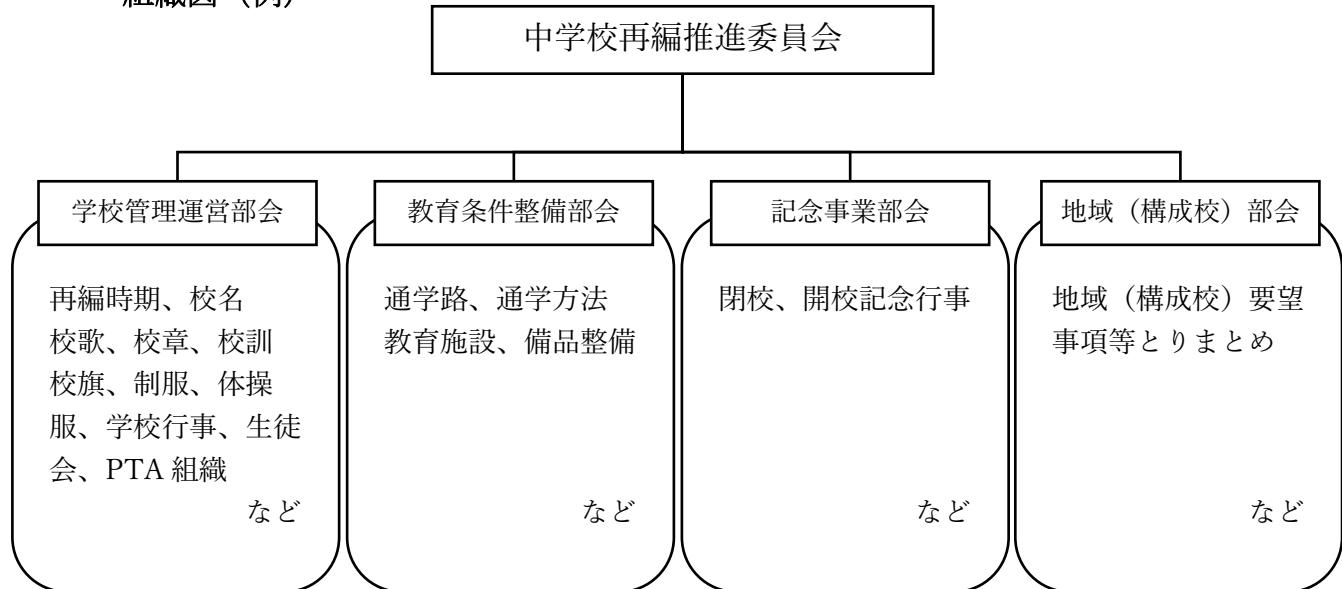
委員(例)

① 保護者を代表する者	② 学校職員を代表する者
③ 地域を代表する者	④ 老人・婦人等を代表する者
⑤ 学識経験者	⑥ 教育委員会関係
⑦ 教育委員会が必要と認める者	

部会(例)

① 学校管理運営部会	② 教育条件整備部会
③ 記念事業部会	④ 地域(構成校)部会

組織図(例)



4 中学校再編について配慮すべき事項

(1) 学校運営についての配慮

学校再編を実施する際には、再編実施前の一定期間には各学校間での交流事業等を行う、統合後の学校に再編前から在籍している教員を配置する、特別な支援を要する生徒に対しては、個別の教育支援計画等を確実に引き継ぐとともに、新たな学校生活への円滑な移行が行えるよう支援するなど、生徒はもちろん教職員や保護者等の戸惑いや不安を和らげるよう配慮します。

また、各学校の学校運営協議会との連携を図りながら、再編後の学校運営が円滑にできるように進めます。

（2）通学支援を講じても通学が困難な生徒への配慮

学校を再編すると通学区域が広域化し、長距離通学者が増加します。通学距離については、「おおむね6km以内」、通学時間については、「おおむね1時間以内」を目安とし、これらの目安を超えた場合には、スクールバス等により通学支援を行いますが、通学支援を講じても通学が困難な場合は、寄宿舎の整備等で遠隔地の生徒が安心して通学できるよう配慮します。

（3）地域との連携・協働についての配慮

学校再編後においては、生徒と地域との関わりが希薄になっていくことが懸念されます。

そこで、再編後もこれまでどおり、生徒が地域づくり活動センターや、地域の社会教育団体、その他様々なグループ団体等の地域活動に参加できるように配慮します。

また、特色ある各地域の教育力を十分利活用できる場を確保し、地域の歴史や自然、文化を学び郷土を愛する心を育てるよう配慮します。

（4）部活動地域連携・地域展開への配慮

少子化の中でも、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術に親しむことができる機会を確保する観点から、部活動の地域連携・地域クラブ活動への展開にあたり、生徒が地域でクラブ活動を実施する場合には、その移動手段について可能な限り配慮します。

（5）閉校施設の活用

学校は、地域コミュニティの中心的な役割を担ってきました。また、ほとんどの学校の屋内運動場や運動場は、現在、地域の社会体育の場として利用されているとともに、災害時には避難場所としての役割を担っています。

そこで、閉校施設（校舎、屋内運動場、運動場等）については、優良事例等も参考に、地域の皆様等と協議をしながら効果的な活用について柔軟に対応することとします。

5 再編計画の実現に向けて

(1) 再編計画を進める具体的な手順

本計画（素案）を基本とし、再編を進めるための適切な時期に学校区ごとに基本的な方向性についての説明会を行い、保護者（未就学児童保護者を含む）や地域の皆様の理解を得たうえで、学校再編推進委員会を設置し、再編に向けての具体的検討を行っていきます。

ただし、特に生徒数の著しい減少や校舎等施設の老朽化等各中学校の状況により、多くの保護者や地域の皆様から、再編時期を待たずして再編要望があった場合は、先行し一部再編を実施します。

先行して再編する学校が生じた場合は、「編入」することを基本に、慎重に対応します。

(2) 推進スケジュール

	R 7				R 8			
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
市教委		計画（素案）策定	中学校再編検討委員会設置				計画（案）策定	計画策定
明浜中							再編説明会	
宇和中							再編説明会	建設委員会
三瓶中							再編説明会	
野村中							再編説明会	
城川中							再編説明会	

	R 9		R 10		R 11	R 12	R 13
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月			
市教委		新校舎 基本構想 決定			再編推進委員会		
明浜中	校区別説明会						
宇和中	建設委員会	基本設計	実施設計		建替工事		
	校区別説明会						
三瓶中	校区別説明会						
野村中	校区別説明会						
城川中	校区別説明会						

(3) より良い学校再編を目指して

今後、本計画（素案）を基本としつつ、今後の学校教育の動向や社会情勢等も注視しながら、保護者や地域の皆様と話し合いを重ね、地域と学校及び行政が三位一体となってより良い学校再編を目指してまいります。